

を覆う。廻米中に吸収した水分を除去するのに、中三日干しにして乾燥する。欠立後は請取手形を与え出船しなければ、一番船の帰航が遅延すると二番船・三番船の上米積登りに支障をきたすことになる。

③欠立―水揚げ後四日目に、聞番・目付・米方役・雑務目付・米方附役・下目付立会・中使頭・中使目付も出仕、沖船頭を呼び寄せて、下目付が廻俵の鬮を振る。

もし、廻俵中に軽俵、鼠切、走俵、ほてぬかり俵が偶然にも鬮に当たれば鬮の取り直し方を船頭より申し立てた場合は、出座の人々が自分の上同意すれば再び鬮を振っても差し支えないことになっている。

鬮当たりの三俵が決定して、梘目の掛け改め、送り状と突合して欠米を探查する。もし、欠米があれば定法通り、五月以前は一倍欠、六月以後は一重欠で船頭より弁償する。欠立の結果、過剰にあれば例帳に記入し、雑務目付の印形、目付の片印を押す。廻俵三俵平均の掛け目と照合して、不足一斤に付き四合の割合で蔵納を許す。

船頭の都合で欠米を銀納した場合は上米代支配役が予管し、雑務目付が見届ける。

中使達は廻俵、欠立中、船頭におかしな振舞がないように注意する。船頭が蔵役人の遣方に対し不服があれば書面で会所に申し立てれば詮議をしてもらえる。

④口封―蔵入りは蔵方役・横目の下知で中使共が相勤め、必ず廻船一艘の積分宛に区切る。上米・中米を仕分けして蔵納をする。上米と中米を混ぜて積みば出米に際し紛らわしく、入札値段に影響が出る

恐れがある。上米・中米・並米の選定は精確に改帳に控え、出米時間違いないようにする。米改は蔵屋敷の業務として重要であるにも拘わらず、蔵役の人々は一年代限りだから不案内のことが多く、中使頭は米改に出精すべき厳達されている。蔵入りは如何に繁忙を極めていても未明より日没までに終り、夜に及んではいけない。中使共は蔵米出入中は羽織着用を停止している。蔵入が完了すると、蔵口に鎖を下ろし、目付、米方役、雑務目付印形の合封を戸前に施し、中使頭は更にその上に上封をし、蔵米保管中の責任は中使連帯で負う。

⑤指米―蔵米の出入りにつき、蔵口で出指一合、入指五勺の指米が中使料米として認められていたが、元文二年以降指米を停止して給米に変更した。米の善悪、赤白の弁別には指入は是認された。小さな指入を使い、また、差し戻すことを厳命している。

(2)入札

①札触―懸札―蔵米を入札する場合にはその旨を札触し懸札をする。米相場聞合役より時々相場の情報聞き、入札時期を考える。

入札する日が決まれば前日に聞番・目付・上米代支配役より米方役へ入札する赤白の俵数を雑務目付印形の書付けを以て通達する。翌朝、中使頭は其の下知を蒙り堂嶋浜で入札する旨札触をする。銘柄・俵数・時日・掛屋名前を記載した書付け、所謂払米看板を作成し、渡辺橋北詰東入浜側で、一般蔵米の入札告示場へ掲げる。同時に懸札と同じ書付けを屋敷の浜御門にも出す。

②入札―浜の仲買は札触・懸札で入札を了知し、希望者は所定の

時日刻限に屋敷に行く。中には札の取次ぎを中使に依頼するものもある。この方法は弊害を招くので堅く戒めている。半切りを用い封書とし、表面に〈何蔵米入札〉裏面に〈何町何丁目何屋某〉とし押切判をすえる。

③会所―会所に入札箱を用意し、箱には目付・雑務目付印形の切符で密封して中が見えない。入札を持参した米仲買は先ず、仲買合印帳で突合され、蔵名前の有無を吟味して、中使頭は不正行為を取り締まる。

④資格―堂嶋の米仲買にのみ限られる。納屋米を取り扱う問屋・仲買は入札に参加できない。納屋物師として浜の仲買から見下されている。蔵方に通っている指定者は蔵名前を云う。蔵名前は譲渡貸借ができ、仲買合印帳は蔵名前が登録してある。

⑤番付―蔵名前を持つ米仲買の入札は中使頭が受領した番付をすまして投入する。札披の結果同点の落札者が二人以上の場合若番のものが先着順位となる。

⑥札披―札を揃えて、聞番・目付・上米代支配役・米方役・雑務目付その他の蔵役人の立会いで札披を始める。最高値の入札より順次所定の俵数に充を限度として落札する。

その時に蔵元・懸屋の手代も詰めていて、落札俵数・値段・名前を控え、米代銀受取、銀切手の振り出しに備える。

⑦外売―入札中に直入なく、落札値段を以て買受け方を願出る者があっても聞き入れない。しかし、屋敷の都合で落札値段にて所定俵

数外の払米を行うことができる。勿論、立会いの役々の承認が必要である。

⑧押札―入札値段が低く、目標に達しない時は入札を取り消す。これを押札と云う。

⑨記帳―落札は米方落札帳、銀方役売米帳に記入する。両帳ともに落札俵数、値段を記帳する。前者は米方役、後者は銀方役備付の簿冊である。米方落札帳には目付・雑務目付の廉印、元文二年（一七三七）以後は銀米の揚にも目付・雑務目付の印形を必要とする。改革前は目付・雑務目付の廉印を必要としたが二重の手間を省くために省略した。

(3) 銀納

①敷銀―佐賀蔵は懸屋を置かなかったので払米事務は屋敷で取り扱った。上米代支配役は欠米代銀同様売米代銀の請取りに当たる。実際は大名貸しの返銀上、蔵元である肥前屋治郎兵衛の手代が受領していた。元文間に懸屋を設け川崎屋源兵衛・鐵屋庄左衛門に託し、敷銀・代銀は懸屋に振り込まれた。落札した米仲買は三俵三匁の割合で敷銀を掛屋に入れる。一般は翌日掛けるが、落札の俵数によっては宵敷として落札当日に入れなければならない。

掛屋は扱い口銭を屋敷から貰っている関係上、入目は取らなかった。

②指紙―敷銀を入れた仲買は落札米の売却のため、数口に分割した指紙を作る。指紙には蔵米の銘柄・俵数・落札値段・蔵出し日限などが記載してある。落札米に対する所有権は移り。指紙所持人は落札

人と同様、落札の日より七日以内に何時でも掛屋へ代銀を持参して皆納すると銀切手の交付が受けられる。

③返米―敷銀を掛けない者は掛屋より中使頭へ通達してくる。中使頭は米仲買へ催告を試みる。それでも敷銀を入れない者は逃札となり落札は取り消される。掛屋・中使頭は米方役へ返米人を申達すれば米方役は米方落札帳に逃札を記帳する。落札以後七日までに納入しない者は三匁の敷銀は流れて逃札となる。掛屋は米方役へ理由を上申し米方役は米方落札帳から落札名前を除く。前者を無敷返米と云い、後者を敷銀流返米と唱える。共に米方落札帳に返米を記入し目付・雑務目付の印形が据えられる。

④処分―無敷返米人は直ちに入札合印帳から取り除き、無敷返米の張紙を帖付し、蔵名前を取り上げる。敷銀流返米人は初回に限り寛容してくれるが、再度に及べば入札合印帳から取り除き、敷銀流返米の張付けを貼付し蔵名前を召し上げる。指紙所持人が代銀を怠納する場合でも一切の責任は落札名前に帰属し、敷銀流返米人と同一の制裁処分を受ける。

(4) 出来

①銀切手―掛屋は米代銀の皆納を確認すると蔵元宛の請取手形、所謂銀切手を書く、蔵元に銀切手を持参すると、米方役宛ての銀切手と書替えてくれる。これを書替銀切手と唱える。

②裏書―書替銀切手を米方役に呈示して、出来を請求する。米方役は切手面の俵数に印形し、目付の番付、印形とを受けて、中使頭へ

廻付する。中使頭は何月何日渡と切手裏面に裏書きすると、立会いの雑務目付落入判を与える。切手差出候控帳に俵数切手数を記入し、これに雑務目付が印形を据える。もし、雑務目付が繁忙で立会不可能な際には理由を頭人・目付へ申し出て、雑務下目付に立会い代理を委託する。しかし、落入判の代理は認められていないから、下目付の手で一時的封をして、翌日雑務目付の落入判を貰う。

③出来―出来は毎朝六ッより会所にて行う。蔵方役・横目の見張りの中、蔵を開け必要俵数を取り出し蔵々の口にへはへんに並べあげる。米を渡し中に痛米があれば取り替え、痛米は早々に蔵へ戻し分かるようにしておく。他人には蔵に近づけないようにする。出来を済ませば蔵口に鎖を下ろし、口封をする。米仲買共が米の出所に随い、出来の蔵を注文しても蔵に寄せ付けない。蔵次第に渡し依怙疊肩があつてはならない。出来の多忙を極める場合は先番より渡す。蔵出しは未明より日没までにする。

④引渡―へはへを客方に引き渡すには関係蔵役人以外、小仲、神明講のものも立会う。惣用が米性、貫目、俵別を生し、秤を取り貫目を改め、絵符を認めて挿めば、長六を運び上荷に積込みか、馬荷に仕立てる。目代は引き渡しの始終を取締監督をする。

⑤引合―中使頭は裏書き、落入判の銀切手に取り置く。これを上り切手と云う。出来後、中使頭は上り切手を以て米方役へ引合いをする。引合は毎日雑務目付立会いの下に行う。これを小引合と呼ぶ。締まり引合は大締を三・七・九・十二の四回あり、切手と出来との引合

に入念になるのは出越を回避するためである。

⑥指米―出指の停止は入指と同様、屋敷の内外を問わず下目付が監督に当たる。もし、違反者を発見すると、必ずその旨を買請主へ通知すべきことを命じる。

(5)出切手

①買持―落札人で買持を望むならば、蔵元の書替銀切手を米方役へ呈示し、米切手の振出しを請求する。遅滞なく米切手を交付してくれる。米切手なら正米の如く倉敷を支払う必要はない。また、屋敷に於いて減量の補填を負担するを以て、蔵出の際は必ず通り目として、銘柄に対する一定数量に従い落札俵数の引渡しを受ける。さらに、米切手は自由に売買が出来て、日々堂嶋の米市では盛んに取引される。質屋株を持たない者でも質物にして差し支えない。

②追出―買持には一定の期限があり、翌年の廻米期末を期限とし、その経過後は追出しとなる。追出し後もなお買持を継続するには番賃を徴収される。

③出米―蔵米が要用なら米切手を中使頭へ呈示の上出米を請求すればよい。出米の手続きは裏書・落入判・出米・引合・指米は前に同じ。

(6)口銭―佐賀蔵が払米に対し、与えている口銭は、蔵元口銭・掛屋口銭・中使給米の三種。

蔵元口銭は毎年売米石高の多少に不拘、銀一貫三百三十三匁(一人)

蔵元手代口銭は毎年銀三百目宛(二人)

掛屋口銭は毎年の扱石高に対し三俵二分宛の計算(二人)

掛屋手代口銭は毎年銀五枚宛(四人)

尤も蔵元口銭は一万石に付き一分の定めであったが、元文二年指米停止後、質米と共に改める。

4 経済

天保十一年十月九日

新穀初礼三ツ七拾貳匁

天保十一年十一月十七日

御払米入札今日迄二而御蔵払三ツ石 五拾六匁四分余

嘉永三年十月八日

撰米百俵一昨六日上着二付初礼入於御役所開札三十俵 石二付百四拾七匁五分

十七日

御払米例年之通今日初入札役所出方 三百七拾俵 丹波屋正次郎落札 代三ツ百三拾三匁

嘉永三年十二月十一日

京都聞役小林信太郎為帰国着阪出立いたす

嘉永四年二月二十二日

生蠟代金老万両炭屋彦五郎、受取今日御国下シ取斗御小人甚三郎・彦蔵右才料申付差下

文久元年十一月二十七日

餅米九百俵入札 代銀石百五拾老匁七分五厘

文久元年十一月十九日

御米入札老万八千三百俵 三ツ百三拾貳

八分〇三分五り迄

天保十一年四月十九日 御屋敷内并川御船豊前座福嶋新舟町御蔵之損所見分として罷越

天保十一年十月七日

豊前座福嶋新船町御蔵之封印切ハ作事所并他所御借蔵見分等罷越

十一日

安治川富嶋古川福嶋江御借蔵為見分舟二而罷越

天保十一年十一月十四日

福嶋豊前座御蔵所見分罷越

十二月六日

福嶋豊前座御蔵御米見分出方
新船町御蔵入痛米見分

嘉永三年三月七日

福嶋豊前座御蔵并御借家損所見分罷越

六月五日

新船町福嶋豊前座三ヶ所御手蔵破損所并痛米等見分出方

九月十九日

彦太夫方御手蔵所見分二付同道罷越

天保十一年十月九日の初入札は一石で銀七拾弍匁と安かった。福岡

藩は米だけでなく、嘉永四年二月二十二日では生蠟を捌き金壹万両を受取り、文久元年十一月二十七日には餅米九百俵を入札、「永代蔵」

には餅米の内入実がない。しかし、秋月藩には「秋月餅米三ツ石〇壹升」とあって、秋月藩は福岡藩の支配下にあり、経済圏から大きな違

いはない。そこから秋月藩の史料を利用する。九百俵÷三・〇一〇二百九十石三斗になる。二百九十石三斗×百五拾壹匁分五厘〇四十三

貫八百七十八匁八分四厘余となる。

勿論、文久元年十一月十九日の「三ッ百三拾弍匁八分〇三分五り迄」

は希望価格で落札価格ではない。文久元年十一月十九日には相場が立っていない。同十八日は百二十九匁七分、二十日は百三十一匁八分、

これ以降は百三十匁以上が続くから蔵屋敷は相場が上がる情報を入力していた。結果は十八日に三匁一分から二匁六分五厘と大きい。しか

も、米を捌く量が壹万八千三百俵、石にして六千百石と膨大な量で、金額は六千百石×百二十九匁七分〇七百九十一貫百七十匁、二十日の

百三十一匁八分で計算すると、六千百石×百三十一匁八分〇八百三貫九百八十目となり、十八日の差額は十二貫八百拾目となる。

もし、蔵屋敷の思惑通り百三拾弍匁八分だと六千百石×百三拾弍匁八分〇八百十貫八十目、十八日との差額は十八貫九十一匁となる。改めて相場の怖さを知る。

蔵屋敷は本国から廻送されて来る米・麦・大豆や餅米などを捌くが、大量の物資を保管するのに蔵屋敷に保管するが蔵が一杯になれば

近くの屋敷を利用するが、それが中屋敷であったり下屋敷である。水帳や竈図に「掛屋敷」とでてくるのも蔵屋敷。福岡藩も同様に「豊前

座福嶋御蔵」、「安治川富嶋古川福嶋江御借蔵」、「新舟町御蔵」は堂島新船町、『大坂町鑑集成』では堂しま、世二合羽じまといふ、堂しま

浜すじ西の端、汐津ばし西へ。「豊前座」は町の異名で、中のしま湊ばし北詰。

「安治川富嶋」は富島壱丁目・同式丁目とあるが、富島壱丁目はあ

ち川橋南詰めうら側、同式丁目は同西ノ丁国津ばし迄。「古川福嶋江

御借蔵は古川老丁目はあち川ばしる南、古川式丁目は同西ノ丁、南ハ九条じま。福島。と計五箇所の蔵屋敷が存在したが、天保十一年四月十九日迄は〈新舟町御蔵〉〈豊前座〉〈福嶋〉の三箇所を所有していたが手狭になったのか、「天保十一年十月十一日 安治川富嶋古川福嶋江御借蔵為見分舟二而罷越」、新たに〈富嶋〉〈古川〉〈福嶋〉の蔵を見分に出かけた記事がある。

文久二年正月十七日 春売御米初札 六千俵百四拾五匁四分

同三分迄

文久二年六月四日 申年米式千五拾六俵御払 代銀石百五拾

匁六分

文久二年正月十七日には春の初札を例によって一石に換算すると六千俵は二千石となる。『大阪に於ける幕末米価変動史』の文久二年正月十七日の項、筑前米は「百四十四匁五分」だが、この年は豊作であったから、米価は低落になる筈であった。しかしながら幕末の騒擾の人氣により、依然として高値だった。七月中旬になって、下落の兆しが見えたが地方の不作が伝わってきて、再び高値になった。蔵屋敷の読みとしては高値で落札できればよいのだが、生憎、意に反して希望値と落札したと思われる値の差は、銀九分から八分だった。金額にして一貫八百目から一貫六百目が読みの差額だった。

同年一月八日は百四十五匁八分、同九日は百四十六匁五分の高値を受けて、希望の値は百四拾五匁四分を同三分迄位を期待していたが、

同十二日以降下がってきた。

文久二年六月四日の払米は千五十六俵、福岡藩の一石は〈三つ〉とあるから三百五十二石となる。三百五十二石×百五拾匁六分＝五十三貫三百六十三匁二分となる。こうして申年の米を処分した。

文久元年十二月四日 油屋種次郎呼出御旧借八ヶ年々延之分尚

又六ヶ年延御頼談之趣申達

五日 御蔵元初惣御銀主名代中御長屋へ罷出此度之御頼談一同御受申出

福岡藩も至るところで借金をしているが、福岡藩だけが借金をしていた訳ではない。この時代に多くの大名達が経験したことである。借金返済は苦痛の種で、借金先の商人をさまざまな形で接待したり、ご機嫌伺いなどを繰り返す。身分上では武士が上位にあるから、あくまで丁寧が付合うが、本音は如何に借金を断り、如何に接待を受けずに付合う事しか念頭になく、武士と商人は水面下で虚々実々の駆け引きを展開していた。

新規の借金が困難だと思われると、従前の借金を年賦にしたり、元金を据え置きにして利息のみの支払いを要求していった。文久元年十二月四日に福岡藩蔵屋敷に呼ばれた油屋種次郎は福岡藩に貸付けている古い借金が返済できなくて、八ヶ年の年賦になっている折り、更に六ヶ年の年賦延長を頼んできた。

翌五日には蔵元を初め、総ての銀主と名代を対象に借金の年賦を頼

まれた、ここは一同無理を承知で引き受けてしまう。
普通、これらの借金は大名貸しと呼ばれているが、手元に福岡藩のものはないが、土屋能登守が借用した大名貸し証文があるので紹介する。

覚

合銀拾六貫百四拾七匁

右書面之銀土屋能登守為要用借用申候処勝手向
不如意ニ付去ル安永八亥年去天明六年迄元利共渡方
差延断申入置候ニ付当未暮済方取斗可申候近年打続
領分作毛不熟并洪水其外無抛物入等多差支候依之右
年数相滞候利足銀盛上此度元銀江估込都合書面之
銀高元銀ニ相定向後無利足当年去辰年迄拾ヶ年
之間右元銀之内江拾貫目ニ付作州米三俵宛毎冬払立
平均直段代銀を以相渡可申趣一統御得意ニ付則当未暮去
拾ヶ年之間右渡シ方之通聊無相違相渡可申候尤右年限
相済候者猶又其節済方可及御示談候為後證仍如件

天明七丁未年十二月

北山藤右衛門印

小野市郎右衛門印

蛭沼半吾印

風祭多助印

荒木大八印
新治兵衛印
西川與次右衛門印
山田喜四郎印

古座屋

武兵衛殿

右拾ヶ年渡シ銀之分此証文江裏書を以年々相渡可申候間
其度々別紙請取手形差出シ可被申候以上

天明四年の武鑑によると、土屋能登守の居城は常州土浦にあり、九萬五千石の領地を有する。右の証文は安永八年から天明六年までの期間中、元利共支払えないと申入れしていた。しかも、天明七年の暮迄に完済する予定であったが、領内の作物が不熟でその上洪水に見舞われて大変だった。その他物入りもあって返済できなかったが、書面の金額、合銀拾六貫百四拾七匁はこの期間の利息を込め、拾力年は無利息で借用する。しかし、元銀十貫に付き作州米三俵を毎年冬に平均値段でもって支払う証文を古座屋武兵衛宛に認めている。

現在の常識からすると組織の長が借用主になるのには家来八人が連著している。この家来の一人、山田喜四郎は天明四年の武鑑では年寄となっている。

5 船宿

天保十一年三月十七日 安治川二丁目船宿宮屋下着船即刻手明

御屋敷へ相届候付廣田・南部并萩原幸十

郎へ着船之趣手紙ヲ以申遣候事

嘉永三年二月十二日 当所二船方用事有之暫く相滞相済次第出

船致候事未刻大坂安治川着船宮屋定七前

二繫船

ここでの船宿は釣漁などの貸し船・遊船の意味合いではなく、船による運送を業とした。当然、船頭や水主などが宿泊したり、荷物を積送する荷主及び従事者が宿泊する。

天保十一年三月十七日の記事に見える安治川二丁目船宿宮屋と嘉永三年二月十二日の大坂安治川の宮屋定七とは同じ人物だろうか。天保十一年と嘉永三年では十年の開きがあつて、同人物かどうかは判断できない。

『仁風便覧』によると安治川南一丁目から同四丁目、安治川北一丁目から同三丁目、安治川上一丁目から同二丁目までが安治川の正式町名で、この中で宮屋嘉右衛門が安治川上二丁目に存在しただけである。

安永六年刊の『難波丸綱目』には大阪と地方を結ぶ船宿と問屋の一覧表が掲載されているが和泉・摂州・播磨・備前・備中・備後・芸州・周防・長門・紀州・淡路・阿波・讃岐・伊予・土佐・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲・岩見・隠岐・若狭・越前・加賀・能登・越中・越後・出羽・奥州・松前・豊後・豊前・筑後・筑前・肥前・肥

後・長崎・日向・大隅・薩摩・老岐・対馬・伊勢・尾張・駿河・三河・遠江・江戸など内陸部や東北・北海道を除く国々と交易を図っている姿は大阪経済を彷彿させる。

六、蔵屋敷と歳時

歳時は人日であれ、雛祭・端午の節句・七夕など原義はとくに喪失しまっている。

その日が商人・町人・武士達にとって重要な日であるのは、その日は家族を含めて使用人達にも楽しい日であった。五節句と呼ばれ、一月七日の人日、三月三日の上巳、五月五日の端午、七月七日の七夕、九月九日の重陽とあつた。この五節句以外にも暦には雑節がある。節分・彼岸・土用などでは各地で節分祭や墓参りやお萩・牡丹餅を作つて食する。土用は暑気払いもかねて古来より土用には蛭や卵・餅を食べる風習がある、これらの食物の上に「土用」を付して土用蛭・土用卵・土用餅と云っている。土用の鰻も全く同じ意味だが土用に鰻を食べるのは平賀源内の影響か。

これとは別に年中行事が民俗に含まれているが、初午と大祓えがある。ここでは大祓えについて一言付す。

六月と十二月の晦日に行われた祓えの神事で、人々が犯した罪や穢れを除去するのに行われ六月を「夏越の祓え」十二月を「年越の祓え」と云われている。神社で行われる「茅の輪」をくぐつて穢れを祓う

「茅の輪祭り」を行うところが多い。

「浪速詰方日記」にもいくつか記載されている。いずれにしても子供が喜ぶ顔見たさに演出するが、当のご本人は横並びの意識しかない。

五節句の中で雛祭の原義を辿る。旧暦三月三日の上旬の巳の日、平安時代には宮中で曲水の宴を催し、祓えを行うようになった。上巳は巳の日の祓えとして貴族間に広まった、これを「上巳の祓」と云う。

形代と呼ばれる祓えのときに用いた紙の人形を作り、その人形に穢れを移して、川や海に流して不浄を祓った。この習俗が各地に残り、流し雛となり、上巳の祓えは江戸時代以降雛祭りとなって庶民の間に広まった。

天保十一年三月三日 此所二而上巳お祝甚太郎・辰次郎梶取其

外江酒出す、(中略)けふハ上巳の節供

にて殊更にはよく霞の海を行たる、

七日 七夕祝儀来客例ノ如

九日 御銀主中祝義入来例之通

天保十二年三月三日 御穩便中上巳祝義無之曾祢崎野辺へ遊歩

嘉永三年三月三日 上巳為祝儀御銀主中追々入来

五日 式日祝儀如例

七日 西丸御簾中様御逝去御穩便中二而七夕祝

儀無之

九日 重陽祝儀如例

文久元年九月九日 重陽ノ祝

文久二年三月三日 上巳礼追々来客 夕御屋敷中相招節句

相祝

五月五日 端午 夜来之不快二付引入客対等相断

天保十一年三月三日を迎えた場所は船中だった。船頭から舵取り、更に水主に至るまで酒を振る舞ったことがわかる。天保十二年三月三日は不幸があり、祝儀は遠慮した。それだけではつまらないので曾根崎辺りに散歩し、その後は曾根崎二丁目の〈河佐〉にしけ込んだのは言を待たない。それでは何事も起こらない普通の時の状態を例にとると、嘉永三年三月三日は祝儀を持参した御銀主が続々屋敷に来る情景が眼に浮かぶ。文久二年三月三日には夕方になると御屋敷に働く人を招いて節句のお祝いをする。招待をされた身分の低い人も小さな喜びを胸に仕舞い込んだことだろう。

端午の節句も同様で、御銀主達が祝儀を持参する。夜にもなると招待した客で一杯になる筈であった。しかし、文久二年の五月五日は大岡に不快感が襲ってきたので、招待客を断っている。この不快感は時たま大岡を悩ましていた脳腫瘍だと思われる。

七夕の歳時も同じで、御銀主達は祝儀を持参する。だが嘉永三年の七日には西丸御簾中様御逝去の計報が入ると七夕祝儀はおこなわれない。

重陽の場合も変わらない。重陽ノ祝をし、また、御銀主が祝儀を持参するのも恒例となっている。

七、幕末のにおい

1 盗難と訴訟

嘉永三年十月、五ヶ六日前御屋敷内住居上仲師九平方へ白昼盗賊入込金子盗取候旨、尤も表立御奉行所へ届候而ハ様々手数込候付相届申内分承置候様申出右故態と員数等者不申出候よし

五ヶ六日前と云うと九月晦日か十月の始め頃、福岡藩の蔵屋敷に盗賊が入り仲仕の九平方から金子を盗んだ。金額が明らかにされていないのと、へ五ヶ六日前と云う臆かな記憶がさして大金を盗まれた様子は無い。

次に庶民の頭痛の種だった奉行所の手続きが非常に面倒臭かった。これだけでも訴えるのが疎かになっていいと思う。

江戸時代の三都（江戸・京都・大阪）は風俗・行政・文化も少しずつ違っていた。奉行所の機能も江戸と大阪では違っていて、江戸の『江戸町奉行事蹟問答』でも同様の事を指摘している。

卷五日々訴の部として、日々訴人は、町々支配名主方にて下調べたし、町法の通り訴状を認め、町役人附添、月番奉行所へ出るなり。表門溜りより入、当番所前に至り、椽下に着座して、恐ながら申上候と云て訴状を捧るなり。右区別様々ありて繁雑なれば大略を示さん。

江戸の訴訟一つとっても大変さがわかる。訴人は奉行所が定める日

に出座しなければならぬが下宿に宿泊しながら何ヶ月も裁判はかかる。この当でも情報収集の為に関係する人に手土産を持参して聞き出したり、料亭で接待して聞き出す場合もあった。

時効の問題も制度として整備確立してはいたわけではない。大阪では十年を過ぎた証文では請求ができなかった。京都の年数は三十年と長く、江戸に至っては「年古き証文」も請求はできた。

大阪の裁判に関係する諸論考をまとめた『大阪の町奉行所と裁判』には興味深い史料が紹介されている。

金銭に係わる事件を（公事）、民事関係を（訴訟）と大まかに分ける。そして、一年間の公事訴訟の件数を列記すると、読者は多いか少ないかのように感じるだろうか。思いのほかの数字を見て愕然とするかも知れない。

	公事	訴訟
享保二十年（一七三五）	五七七件	一三〇四八件
元文元年（一七三六）	五六六件	一二二五一件
同二年（一七三七）	四〇五件	一〇一五二件
天明二年（一七八二）	四三六二件	一五八三九件
天明三年（一七八三）	五六一三件	二二二五五件
天明四年（一七八四）	五一九五件	一八九六四件
天明五年（一七八五）	三五七〇件	一二七一五件
天明六年（一七八六）	二五六〇件	一〇七一八件

奉行所の少ない人数でこれだけの事件を処理するのだから、日数が

かかるのは仕方がないと人々は考えていた。

大阪の東西奉行所の与力は三十騎、一人で何役も担当しているのが実情で、ここで問題になっている盗賊役の任務は火付・盗賊・博奕・暴行などの捕縛吟味をつかさどり、摂津・河内・和泉・播磨の御領私領の取締りを担当した。遠国役は金銭出入りについては、西国二十六ヶ国の者を相手とする事件にも管轄権を有し、これらの訴状を受理したときは、相手方住所の大名蔵屋敷の留守居などに送達呼び出しをなさしめた。

管轄は重要で裁判を起こす場合どのようにすればよいのか、大阪・京都・奈良の各奉行所のうちどこへ訴えたらよいかわからない。住所が別々なら一人一人別な奉行所に訴えることになりかねない。このような場合には「連判初筆」と云って、もし、大阪の人が連判の筆頭に記名してあると大阪町奉行所で事件を受理することになる。

大阪の町奉行所は摂津・河内・和泉・播磨の四力国に金銭出入りの裁判権を保有していた。大阪の経済圏が拡大していく中で、天明三年に特例として、中国・四国・九州の二十六カ国の金銭出入りは大阪の町奉行所で扱うと定めている。従前これらの二十六カ国のうち、相手が私領の者の場合は寺社奉行、御領の場合は勘定奉行となっていたから、訴訟上請求するためには江戸まで出府しなければならなかったのが、大阪の町奉行所で受理されるようになった。

煩雑さを苦痛に思いながら訴訟に持ち込んだら、公事出入りのため町奉行所に出頭してきた当事者や、公事見舞いとして同道者たちが奉

行所で順番を待っている場所を当初江戸では溜、大阪では腰掛と区別していたが江戸時代末期には区別は無くなっていた。

昼食を腰掛けでとるのは、いちいち昼食のために下宿へ帰っていると、順番がきて呼び込みの際、腰掛けにいないと不便であるのと迷惑もかかる。その一方で下宿では座料、酒食の費用もかさむので、なるべく香の物并一菜の弁当を持参せよとなっている。大阪や江戸に住む者はよいが、辺鄙な場所から訴訟のために出てくるのは長引く訴訟で滞在費用を遣ったり、関係者の土産・接待の費用の負担も大きい。一度訴訟に及べば商家なら自己破産も辞さず。村人の場合で村に關係する訴訟なら村全体で費用を捻出する。訴訟が終了しても待ち受けているのは当事者の破産と費用の精算である。できうるなら訴訟に持ち込まないのが賢明な策と云える。

裁判になると、関係者に土産が必需品であることは先に述べた。再び、『江戸の訴訟』から、「吟右衛門は在村中も江戸訴訟対策を忘れてはいない。正月十五日、勘定奉行池田播磨守頼方の用人安井錦作、堀石見守親義の用人柳田東助、それに兄の渡辺楷助の三人に御挨拶として金三朱と三百文の「かまほこ」を、三島の魚半という魚屋から飛脚荷物賃七百文を支払って送っている。」このような事は江戸在住時から心掛けていたことで、その延長でしかない。

訴訟に關係する書類は形式的で、専門的な知識を必要としたから、訴訟に付き添う町年寄や庄屋は訴訟の内容を把握していなければならぬ。それは訴状・返答書の奥書のためには必要事項であった。

大阪では町会所があり、元は髪結いが始めたものだが、この頃は町代がしきっていた。

訴状を相手へ送り対決日が指定される。その時の文言は「若於不参可為曲事」と書き、もし、対決日に欠席すると曲事・落度などとして制裁を受ける。例外として病気の場合は許された。病気以外の理由は認容されないから、願人と連署の断書を出し対決延期を願い出る。この場合、所役人も関係するので所役人間の申し合わせで提出し、病気を申し出ると病気を見届けた上、対決日を延期し、代人が延期の手続きをなした。

最後に『江戸の訴訟』ら結末を引用しなければならない。「一日銀十匁とすると吟右衛門一人だけで二〇八日、二〇八〇匁、六十匁一匁とすると約三十五匁にも達するのである。(中略)総額二百四十一匁で決着した訴訟費用を、誰からどのようにして負担したらよいか、」右の事情を鑑みれば盗まれた金額が生活に影響がなかったり、商売上に支障がなければ奉行所に訴え出る様な愚は起こさない。

2 殺人事件

天保十一年九月十八日、御城与力之下女頃日主人之母弟を殺候付野江と申所二而今日磔罪二被処候よし

与力といえはテレビの時代劇か時代劇映画でお馴染みの町奉行所に勤務する与力が私たちの頭をかすめる。しかし、お城に勤番する者にとって、〈与力〉はいろんな顔を見せてくれる。『大阪袖鑑』の天保六

年を開くと、

大坂御城代―御城番京橋口―同御組与力衆三十騎―同御組同心衆

百人

御城番玉造口―同御組与力衆三十騎―同御組同心衆

百人

京橋口と玉造口にそれぞれ三十騎づつ存在して、警固の要だと云ってもよい。

この事件は主人の母親と主人の弟を殺害した。どのような方法で殺害したかは不明だし、また、下女が一方的に悪いとは云えない。下女の言い分も聞いてみないと判断はできないが主人殺し、あるいは類する人の殺人は死刑になる。

この下女は野江刑場で磔になった。

文化三年の増修改正摂州大阪地区には(野江)刑場、(飛田)刑場、(道頓堀)刑場但斬罪も行之、(難波島)刑場但船手御仕置の四箇所が掲載されている。

3 大塩平八郎

天保十一年五月二十九日 当月初旬北神明宮天満霊符神堀川夷社砂持と申候事有之町中大二賑ひ候、就中堂嶋辺久々所々神納造り物等出来群集いたす、去ル酉年妖賊大塩平八郎乱妨放火二而諸社焼失後此節追々造営二付砂持と申事有之

大岡克俊が三年前の大塩事件を福岡で知ったのか、大阪の蔵屋敷の

藩士に教えてもらったのか、それとも交際のある御銀主中から教えてもらったかは不明である。神社が造営されていく姿を見て、三年前の事件を書き留めた。「去ル酉年妖賊大塩平八郎乱妨放火二而諸社焼失」右の言葉中に〈妖賊〉とは、あやしいとかばけものといった意味がある。

つまり、不可解な賊、大塩平八郎の事件は乱暴といった認識はあるが、何故このような事件を起こしたかは解らない。与力としての大塩の働きは文化八年に、市中を悩ませた海賊数十人を捕まえて勇名を馳せた。文政三年には吟味役となり、賄賂政治・邪教・悪徳官吏を取締、公明正大で果敢な処置は人々の信望を集めて近畿一円にまでその名声は高まった。

庶民を始め武士達も大塩の与力としての勤務を評価していた。しかしながら、林述斎から朱子学を勉強し後に陽明学を勉強することになったが、朱子学や陽明学を勉強した大塩平八郎の姿を人々は見るこゝとがなかった。

大塩の暴挙については意見の分かれるところであるが平野屋武兵衛が記録した歌に山寺の和尚さんのかへ歌、天保八酉年二月十九日朝お大しほさうどう

ばか手しやの 大塩さんハ 町ハげしなし やきはなし かんぞ
く浪人てつぼう 同心こんで どつとうちや ぼんとなる どん
とうちや はつとなく 方々のはんしやううちや チヤン／＼の
チヤンとなる どんちやん／＼ どんちやん その日ハ大さうど

う

つゞき

やけてしまへバ セうことがござらぬ ほう／＼そこで どふじ
やいなア ぼんすどんすハ 大塩そだちこしに弁当 玉ぐすり
一寸天神橋まで おしてもらを むこへゆかれぬ それそつこで
難波はし

馬鹿儒者の大塩は町を焼き払った奸賊で、浪人が鉄砲を持ち、同心達も巻き込んで鉄砲をどんと撃ち、町中の半鐘を打つ人がチヤン／＼鳴らし、どんちやん騒ぎの大騒動になった。

一番の替え歌の意味を私なりに解釈した。すべては〈馬鹿儒者〉が象徴しているように、朱子学や陽明学を勉強した人間でも、たとえ優れた理想や理想郷を描いていたとしても、政治の裏舞台で暗躍した人物を含めて殺傷したり、町中を焼き払う愚拳は許されない行為だとの認識を人々は持っていた。

つまり政治や社会がどんなに酷くても、現在の生活と引き替えに代償を払うことを人々が拒否している。もしも、大塩の理念を通すなら町中を焼き払っても幕府に〈世直し〉の期待をかけたとは云え、幕府の方がハイそうですか、と云って改革が着手されたためしがない。そのような初歩的なことがわからなかったのだろうか。元禄時代に有名な〈松の廊下〉事件が起こり、赤穂浪士が吉良上野介に対するお咎めがなく、逆に赤穂藩が断絶し、主君の仇を討つにしろ、迷惑は最小限にとどめている。赤穂事件と大塩事件とは根本的に違っている。

赤穂事件は正当な理由があり、その理由は誰でも理解できた。

大塩事件は賄賂の授受・悪徳官吏を対象にしている。庶民からすれば日常茶飯事の出来事として眼に映っている。だからこそ毒気の強い落首が見られるのもそのためである。

大塩が持たる本をうりはらひこれぞむほんのはしめなりけり

わが為か人のためかはしらねども切支丹やら何したんやら

落首とは違うが落し咄しに次のような咄しもある。

昨年よりの饑饉にて諸人大に困窮し、飢に苦しめる事ゆへ、何卒してこれを救ひやらんと思ひしに、思の外に火矢がそれて、貧乏人迄を丸焼にせしに、われを悪み恨みもせずして、大塩さん／＼と何れもてはやしくるゝほと、われは至て気の毒に思ひぬれば、何卒今より後はさんと云事をさつはりとやめにして、大塩ドンと云ふてもらいたひ

最初の落首では「むほん」の始めとまで言い切る、落首の主は国家反逆罪が適用されてもいぐらしいに思っている。二番目の切支丹の取締と検挙は、今となつては怪しげだと、この落首の主は見ている。

落し咄しに至つては、大塩は庶民から人気が高かったと思われる節がある。万民が飢えて苦しんでいる中、豪商を狙つた蜂起であつたが、大塩達の蜂起は結果として、貧乏人を苦しめることになった。米を始めとする諸物価が高騰したからである。この話に似たことは現在でもある。正義の為の戦争がこれにあたる。生活を豊かにするための戦争が、逆に制裁を加えられて物資が輸入できなかつたり、物資が不足し

て物価の高騰を招くことがある。

庶民は冷やかな眼で見ていることになる。理想よりは現実を、飢えた子の前では一ヶの御握りを食べさせたいことになる。

大塩事件を見聞した人達の意見はどのようなものだったのか、簡単にまとめて紹介する。

長濱屋八之助が見聞の記

大塩・朝岡助之丞宅へ大筒を打ち込み放火、東照権現宮を焼く、与力町も残らず放火、西与力町も放火、寺町より天神宮・佛正寺・興正寺へ火矢・鉄砲を打ち込む。十丁目を南へ渡り方々へ大筒を打ち込む。天神橋を南へ渡り、難波橋から船場へ渡り鴻池善右衛門宅や土蔵へ大筒を打ち込む。天王寺屋五兵衛・平野屋五兵衛・山本三次郎などを打廻り、高麗橋では三井・岩城などの所々へ打ち込み、上町へ渡り方々へ打ち込み廻り、米屋平右衛門を始め所々へ放火をする。又、船場へ渡り、米屋喜助・炭屋善五郎・同彦五郎・茨木屋萬太郎・鐵屋庄右衛門などを始め、富豪の大家を目掛けて数十ヶ所へ大筒を打廻り申候。

熊見六竹が筆記

天満与力町の東四軒家敷与力宅より出火、東天満残らず類焼。鴻池善右衛門宅を石火矢で三度打ち込み焼き上がる。三井・岩城・鴻池屋庄兵衛・同善五郎・平野屋五兵衛・天王寺屋五兵衛などを打立て焼き立てる。船場一面は火に包まれる。安土町南側まで類焼。上町は八軒屋より除々に、米平へ石火矢を打ち込む、天神橋が焼け落ち、上町西は川端東へ東御番所迄、それより下は谷町筋内本町迄、広大な大火なり。

野口市郎右衛門見聞の記録

大塩宅より出火、大筒で朝岡助之丞宅へ打込み、与力町の東西を火にかけ、天神境内・天満御堂佛照寺辺に火をかけ、天神橋を切り落とし、悪党どもは北浜の家々に大筒を打込み火をかけ、今橋筋へ出て、鴻池善右衛門宅に大筒を打ち、鴻池他治郎・庄衛方諸蔵を開けて火をつけ盗み取り、の相聞もある。

長濱屋八之助が見聞の記・熊見六竹が筆記・野口市郎右衛門見聞の記録を読んで感じるのは町中が騒乱状態にあって、別の言葉に置き換えるなら戦争の場面だと云ってもよい。

有名店である今橋筋の鴻池屋・平野屋・天王寺屋を焼き、高麗橋筋では三井・岩城を焼き、上町では米屋喜兵衛を焼き、与力町の大岡・朝岡宅の類焼、更に天神・佛照寺の焼きなど次から次へと展開するドキュメントに、現在の報道写真家や現場取材記者のようにテレビカメラを持ち込んで最新の映像を送るようにはいかない。

この記録には〈見聞の記〉〈筆記〉〈見聞の記録〉という立場だが、いずれにしても記録者が事件を一人で追って記録する範囲は狭い。だからこそ多くの人に事件を聞いてまとめている。細かい所では見聞の差が出ているし、第一騒乱状態での確な情報を得ることが一番困難である。そのあたり同じ記録でも「北辺火事一件留」によると御本家に大筒を打込まれ大変であるのに、この記録では〈事実〉だけを書き留めようとしている。

この記録では大塩一味に対して悪人・悪党と云う言葉以外見つか

ないのは当時の幕府への配慮で云いたい事を差し控えた。

猪飼敬所から平松健之助に宛た書簡の日付は二月二十七日とある。大塩事件後に書かれた手紙によると、「大塩八坂町人皆服し居候故丸焼二合候而もやハリ大塩様ノ御働にて世直り可申と悦居候由 此節風聞二八大塩先期関東寺社奉行へ其企ヲ届ケ 上ノ政ヲ譏り救民ノ為二事ヲ挙ク 由井丸橋か類二あらずと云 関東る此書事発スル後二申来り候 大和 河内へハ大塩落書致し其趣意ノ述候由」ここでも大塩の思想を信じ、支持している。〈大塩八坂町人皆服し居候〉へ大塩様ノ御働にて世直り可申と悦居候由ノ猪飼敬所は大塩の事を本気で大阪の多くの町人が大塩に対して尊敬していたり、世直しが可能だと信じていたのか、不認識だと云わなければならぬ。その証拠に大塩から施行してもらった人の内、どれだけの人が二月十九日に参加したのか。由井丸橋か類二あらずと云、しかし、似たようなもんだ。理想を持ちながら現実には悪い奴らを逮捕して処刑しても、庶民は大塩の事を絶対的と見ないだろう。

世界は小さな出来事では動かないし、庶民は賢いし、否、狡賢い。損な取引には応じない。そんな庶民の実態を知らない猪飼敬所や大塩一党の浅はかさは隠せない。

特に大塩の考え方が「大塩平八郎檄文」に色濃く出ている。この檄文を整理してみる。

一、道徳仁義を蔑ろにしている。

二、大阪の金持ちは諸大名に貸付けて利潤を上げ、扶持米を掠め取

り、裕福に暮らしている。

三、今回の天災天罰を見ながら畏も不致、餓死の貧人乞食を救わず。

四、美味しい物を食し、妾宅に行き、揚屋・茶屋へ大名の家来を誘引する。

五、高価な酒を湯水のように呑み、難渋な時節に絹服を着用し、かわらものを妓女と共に迎え、平常同様に遊樂に耽る。

六、下民を悩まし苦しめた諸役人を先誅伐いたし、驕りに長じた大阪の金持ち町人共を誅戮におよぶ。

七、穴蔵に蓄えた金銀錢など、諸蔵屋敷内に隠している俵米を大阪で騒動が起れば、あるいはそのように聞き伝えたなら大阪に來れば、米や金を分けあたえる。

この時代に道徳仁義を蔑ろにする、と云う意味は朱子学を修めた大岡にとっては感情的に面白くない。二つ目には金持ちが経済を掌握し、それを盾に挨拶などが疎かになっている。三つ目に出仕しても諸役人の仲間でも道徳仁義が知らない者もいる。

大塩は両替商達が大名貸しで儲け、それにより扶持米をもらい、裕福に暮らしている姿に我慢ができなかった。

鴻池屋は質素儉約に励んでいたのは事実であるし、大塩にはへ金があることが商売人の倫理であるのに、そのような倫理よりも貧民に金を分け与えて欲しかった。

鴻池善右衛門の家訓でも質素儉約に励んでいたが、一部の商人達が派手に振る舞い、お陰で『大阪市史』には華美な振る舞いの禁令が何

度も発布されている。

大阪に用事で来阪したり、伊勢参宮や金毘羅参詣・西国三十三箇所巡りの途中に寄ったり、これらの参詣が終ってから京都・大阪に見物に行くのも楽しみのひとつだった。その一つとして天下の金持ちである鴻池善右衛門の屋敷を見物に行くが、見物者はがっかりする。もの凄く豪邸を想像するのだが意に反して質素な佇まいだった。

餓死・貧人・乞食の問題は幕府にあって町人達の問題ではない。それに御用金や施行は度重なっていて、大塩の云うように救済していないことはない。もう一つこまかいことであるが、日常、乞食・非人などに嫌がらせを受けていた商人達にとって感情的な問題も見逃せない。

〈妾宅に行き〉は手代・番頭の結婚は家訓に縛られていて、個人の問題ではなく制度の問題である。別家であれば、一応の経験とお金があつて主家から認知されて独立する。それから結婚するから、性的な問題として仕方がない。

揚屋・茶屋へ大名の家来を招待している。何も家来達を誘引しているのではなく、武士の接待からのお返しである。金を貸す商人が何故彼らを誘引しなければならないのか、実際は金を借りる武士が商人達のご機嫌伺いをしている。そのような場所で美味しい物を食するのは当然である。大岡も様々な接待場所に誘引されているからへ美味しい物を食し」という具合になるのだろう。

五番目は納得できるものの七番目については泥棒さながら盗賊であ

る。こんなことは一時的には救済したり、解消するかも知れないが、江戸時代の農業は日照問題・品種改良など、問題が山積みされていた。経済についても鎖国状態では必要な物資が輸入できず、近代化の道は遠く、五十有余年を待たなければならなかった。

4 寺田屋事件

文久二年四月二十五日 一昨廿三日夜伏見寺田屋二而薩摩家中五十余人止宿之処同所薩摩屋敷ヲ討手之士
 六人打向及刃傷過半切伏候由逃亡之者も
 有之大二及騒動候由風説区二而実説難相
 分

寺田屋事件の背景には焦りがあった。安政の大獄が失敗に終り、その後、島津久光がいつこうに立ち上がる気配がなく、大阪にいる薩摩藩の志士達を中心に焦燥感が色濃く出ていた。そんな時に、西郷吉之助・平野国臣・伊牟田尚平達を過激な一面があるとして捕縛していくのに腹を立てた有馬新七・柴山愛次郎・田中綏猷らが中心になり、京都へ侵入して関白九条尚忠・所司代酒井忠義等を襲撃する予定を立てていた。藩主の久光もその事を知り、書状による説諭を試みたり、奈良原喜左衛門・海江田信義の二人を大阪に派遣して行動を止めようと画策したがうまくいかなかった。久光は最後の切り札として大久保一藏を説得に行かせたが結果は大久保も欺かれてしまった。

二十二日の夜半から二十三日未明に有馬新七・橋口壮助・柴山愛次

郎・西郷信吾(従道)・大山弥助(巖)・篠原冬一郎・三島弥兵衛(通庸)など二十余名の同志は兵器・火薬を積載して四艘に分乗し、淀川を遡り伏見に向かい、少し遅れて田中河内介・真木和泉達十余名の志士がこの後を追ひ、薄暮、伏見の船宿の寺田屋伊助方に集合した。

大阪の薩摩屋敷を出て京都に向かった、と云う報告を聴いた久光は何としても自藩から暴徒を出してはいけない思いを募らせていた。その為には「彼らは藩主たる私の命令を守らず暴拳をはかっている。その罪は許されぬことだけでも、真意に悪意はない。それ故、今回の暴拳を企てた首謀者達を召還し、藩主自ら説諭する。もし、私の命に背くなら、やむを得ない事だから、上意打にしてもかまわない。」このことを鈴木勇右衛門・大山綱良・奈良原繁・道島五郎兵衛・江夏仲左衛門・山口金之進・森岡昌純・鈴木勇之助の八人を選抜し、その後、上床源助を加えた。この九人は暴拳を鎮撫する役目だが、武術に優れた藩士でもあった。

寺田屋について一行は、奈良原・道島・江夏・森岡の四人が寺田屋に入り有馬に面会を求めたが居留守をつかわれたが、江夏・森岡は見破り二階に上がり有馬・田中謙助・柴山・橋口達を連れて下りてきた。

奈良原は久光公の考えを述べたが、有馬は拒絶して、青蓮院宮の令旨を奉じており、その邸に行った後なら久光公に会うと返事をした。

このような押し問答が繰り返された後、道島五郎兵衛はやむを得ないと判断をして、田中謙助の眉間を斬りつけた。この騒ぎに二階にい

た志士も驚き下りてきた。

この斬り合いで説得に來た道島五郎兵衛が死に、志士側では有馬新七・柴山愛次郎・弟子丸竜助・橋口伝蔵・西田直五郎・橋口壮助が死に、田中謙助と森山新五左衛門は重傷を負ったが背命の罪により、翌日伏見藩邸で切腹を命じられた。

この事件で所司代の酒井はただ、狼狽をするだけで、解決の道を探ろうとはしなかった。

結果は島津久光が鎮圧して孝明天皇より短刀を下賜され、公武合体のための足かかりとなった。寺田屋に集結した志士達はそれぞれの藩に引き渡されたり、西郷信吾他二十数名の薩摩藩士は鹿児島に送還された。哀れだったのは、身を寄せる所がない田中河内介・嘉猷親子・千葉郁太郎・中村主計・海賀宮門達は鹿児島に護送されることになった。

五月一日田中親子は播磨灘で、千葉郁太郎は日向国細島港で薩摩藩士に殺された。

5 安藤対馬守の襲撃

文久二年正月二十三日 於江戸去ル十五日御老中安藤対馬守様御

登城之節狼藉者数十人取懸及騒動死傷生

捕等有之趣昨日初而承及

二十四日 江戸へ御飛脚着安藤様一件相違無之旨二

候事

井伊直弼が桜田門外の変で死去した後、老中に久世広周と安藤信正が就任した。幕政の実権を掌握していた安藤信正は井伊直弼と同様に公武合体政策を推進することになった。

それに必要な事は將軍家茂の正室に、孝明天皇の妹にあたる和宮が候補に挙げられていた。和宮は家持と同年齢の十五才。和宮は皇族の有栖川宮熾仁親王との婚約が整っていたこともあって、孝明天皇は反対していた。幕府は昔のような威信を取り戻したいこともあって、見返り案に攘夷実現に向けて努力する、と約束した。公家の岩倉具視の建白書は「朝廷の権威を昔日のように回復する策として公武合体を推進すべき」ことから二人の婚姻が成立する。

安藤が考えていたのは、公武合体が実を結べば、攘夷に凝り固まった朝廷を説得できる、と予測していた。七年から十年の間には武備を充実させ、条約を破棄または、外国を武力で打ち払うことを約束する。

こういった合議が形成されていくことに、水戸藩を中心とする尊皇攘夷派の苛立ちが頂点を極めた。安藤は嚴重な警備をしていたにもかかわらず、水戸藩士小田彦二郎（年三五）越後人河本貫之（年二三）常陸人黒澤五郎（年二十）等から襲撃を受けて負傷した。

安藤の命に別状はなかったが政治生命は絶たれた。十五日の事件が二十四日には飛脚で事件の外報を伝えている。

参考文献

天保は「時代劇を演出」する時代

大阪商業大学商業史博物館編『蔵屋敷Ⅲ』第三巻、大阪商業大学商業史博物館、平成十四年。

大阪市役所蔵版『大阪市史』第四巻下、清文堂出版、昭和五十四年。

岡本良一『大阪の世相』毎日放送、昭和四十八年。

北島正元『水野忠邦』吉川弘文館、平成三年。

前田直治『近世村法の研究』

一、福岡藩と御用商人

福岡地方史研究会編『福岡藩分限帳集成』海鳴社、一九九九年。

敦賀屋九兵衛『増補懷寶永代蔵』天保十二年。

二、福岡藩士と神社参詣

浜松歌国編『神仏靈験記図会』全、玉屋市兵衛、文政七年。

秋里籬島「撰津名所図会」『撰津名所図会』第一巻、臨川書店、平成八年。

十辺舎一九「東海道中膝栗毛」麻生磯次校注『東海道中膝栗毛』岩波書店、昭和三十三年。

三、福岡藩士と遊び

南木芳太郎編『郷土研究上方』第十八号、創元社、昭和七年六月一日（上方刊行会監修『郷土史料（復刻版）』新和出版社、昭和四十四年。）

宮本又次『てんま』大阪天満宮、昭和五十二年。

南木芳太郎編『郷土研究上方』第五十五号、創元社、昭和十年七月一日（上方刊行会監修『郷土史料（復刻版）』新和出版社、昭和四十五年。）

木村幸比古・三村博史「新撰組、京を行く」二〇〇一年、淡交社。

四、福岡藩士と接待

神崎宣武『おみやげ』青弓社、一九九七年。

中野登任『祝儀・吉書・呪符』吉川弘文館、平成三年。

柳田国男『定本柳田国男集』第十四巻、筑摩書房、昭和四十九年。

林屋辰三郎編『京都の歴史6』京都市史編さん所、昭和五十五年。

大江漁人「北華通情」水野稔編『洒落本大成第十六巻』中央公論社、昭和五十五年。

佐藤要人・花咲一男編『江戸諸国遊里図絵』三樹書房、平成六年。

肥田皓三『上方風雅信』人文書院、昭和六十一年。

笠井俊彌『蕎麦』岩波書店、二〇〇一年。

吉成勇編『たべもの日本史総覧』新人物往来社、平成五年。

中沢弁次郎『日本米価変動史』柏書房、昭和四十年。

大塚屋宗兵衛・敦賀屋九兵衛板『永代蔵小引』寛政六年。

『大阪袖鑑』正本屋利兵衛、天保六年。

八田治郎右衛門「地方寛書」寅三年。

佐久間長敬『江戸町奉行事蹟問答』人物往来社、昭和四十二年。

春原源太郎『大阪の町奉行所と裁判』富山房、一九六二年。

岡本良一「大阪の世相」『毎日放送文化双書7』毎日放送、昭和四十八年。

松浦玲一郎編『浪速叢書第十四』浪速叢書刊行会、昭和二年。

保坂智編『一揆と周縁』青木書店、二〇〇〇年。

放蕩軒「浪花花街今八卦」天明四年、水野稔編『洒落本大成』第十二巻、中央公論社、昭和五十六年。

外山翁嫡子 備四軒「花街浪華今八卦」安永二年、水野稔編『洒落本大成』第六巻、中央公論社、昭和五十四年。

外山翁「花街浪華色八卦」宝暦七年、水野稔編『洒落本大成』第一巻、中央公論社、昭和五十三年。

中野榮三『珍具考』第一出版社、昭和二十六年。

高橋敏「江戸の訴訟」岩波書店、一九九六年。

田中金峰『大阪繁昌詩』河内屋吉兵衛、明治四年。

如棗亭栗洞・棗由負米亭「順慶町夜店詠狂歌夜光玉」狂歌書林、文化十二年。

普穿山人「艶史人相秘事真告」水野稔編『洒落本大成』第二巻、中央公論社、昭和五十三年。

岡本良一監修『花の下影』清文堂出版、昭和六十一年。

『仁風便覧』浪華書林中、天保八年。

多治比郁夫・日野龍夫編『難波丸綱目』中尾松泉堂、昭和五十二年。

鈴木直二『大阪に於ける幕末米価変動史』国書刊行会、昭和五十二年。

有坂隆道・藤本篤編『大坂町鑑集成』清文堂出版、昭和五十七年。
 秋道智彌『アユと日本人』丸善、平成四年。
 松井魁『鮎』法政大学出版局、一九八六年。
 鈴木克美『鯛』法政大学出版局、一九九二年。
 三井高維編『新稿両替年代記関鍵』考証篇、柏書房、昭和四十六年。
 船越政一郎編『浪速叢書第八』浪速叢書刊行会、昭和三年。
 室村岩雄編『類聚近世風俗志』榎本書房、昭和二年。
 竹内一男『鴻池善右衛門家の家訓』。

五、蔵屋敷業務

佐古慶三『佐賀藩蔵屋敷拂米制度』大阪史学会、昭和二年。
 藤村潤一郎『飛脚』『国史大辞典第十一卷』国史大辞典編集委員会、吉川弘文館、平成二年。

六、蔵屋敷と歳時

岡田芳郎・阿久根末忠編『現代こよみ読み解き事典』柏書房、一九九三年。

七、幕末のにおい

外川淳『幕末維新史』もう一つの読み方』KKベストセラーズ、二〇〇一年。
 妻木忠太『改訂増補維新後大年表全』有朋堂書店、大正十四年。
 橋本博編『改訂増補大武鑑』名著刊行会、一九六五年。
 相川司・菊地明『新撰組実録』筑摩書房、一九九六年。
 脇田修・中川すがね編『幕末維新大阪町人記録』清文堂出版、一九九四年。
 脇田修『平野屋武兵衛、幕末の大坂を走る』角川書店、平成七年。
 吉田常吉『安政の大獄』吉川弘文館、平成八年。
 岡田芳郎・阿久根末忠編『現代こよみ読み解き事典』柏書房、一九九三年。
 木村幸比古・三村博史『新撰組京をゆく』淡交社、二〇〇一年。
 藤田東湖『浪華騒擾記事』谷川健一編『日本庶民生活史料集成第六卷』三一書房、一九七九年。
 「浮世の有さま六」谷川健一編『日本庶民生活史料集成第十一卷世相一』一九七〇年、三一書房。
 林屋辰三郎編『京都の歴史7』京都市史編さん所、昭和五十五年、一九七〇年。